

「インフルエンザの出席停止期間」の考え方

学校保健安全法施行規則第 19 条第 2 項 インフルエンザ（新型インフルエンザ・鳥インフルエンザ等を除く）の出席停止期間
『発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで』とされています。

	0	1	2	3	4	5	6	7	8
	発症 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目
	発熱	解熱	1日目	2日目	3日目	4日目			
発症後1日目に解熱したAさんの場合	出席停止（6日間）						登校可能		
	発熱	発熱	解熱	1日目	2日目	3日目			
発症後2日目に解熱したBさんの場合	出席停止（6日間）						登校可能		
	発熱	発熱	発熱	解熱	1日目	2日目			
発症後3日目に解熱したCさんの場合	出席停止（6日間）						登校可能		
	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	1日目	2日目		
発症後4日目に解熱したDさんの場合	出席停止（7日間）							登校可能	
	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	1日目	2日目	
発症後5日目に解熱したEさんの場合	出席停止（8日間）								登校可能